

## 競争ルールの検証に関するWG(第38回)に関する追加質問事項

5 MVNOに係る事業法第27条の3の0.7%の基準見直しについて、競争上の観点からどのように考えるか。

仮に現行の0.7%が適当と考える場合、そのように考えられる根拠は何か。

(佐藤構成員)

(NTTドコモ回答)

- 利用者の数が100万を超える電気通信事業者は、競争への影響が少ないとは考えられないため、2019年改正当初の割合換算で0.7%と設定されたものと承知しております。
- この規律については、法改正の趣旨及びモバイル市場の動向を鑑みても、当初定められた基準から見直すべき状況にないと考えます。
- 仮に変更する場合は、直近の移動電気通信契約の利用者数を反映した割合へ変更することが適当と考えます。

以上